

民間資金等活用事業推進委員会  
第4回計画部会  
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第4回計画部会  
議事次第

日 時：平成28年4月28日（木）14:58～16:54

場 所：合同庁舎8号館8階特別大会議室

1. 開 会

2. 議 事

アクションプラン等改定案について

3. 閉 会

○野村参事官補佐 それでは皆様おそろいになりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第4回計画部会」を開催いたします。

事務局である内閣府民間資金等活用事業推進室の参事官補佐をしております野村でございます。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、計画部会の構成員13名、全ての委員、専門委員の皆様にご出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、部会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、このたび、石丸宗樹様に専門委員に御就任いただいております。よろしく願いいたします。

次に、本日の資料について1点御連絡させていただきます。アクションプラン等の改定案の内容に直接かわります資料1～4及び参考資料2につきましては、審議の途中にあるものであり、また、皆様に自由闊達に御議論いただくため、非公表とさせていただきます。

あわせて、会議後に作成いたします議事概要及び議事録につきましても、これらの資料に関する部分については非公表とさせていただきますので、御承知おきください。

それでは、以降の議事につきましては、宮本部会長に進めていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○宮本部会長 皆さん、こんにちは。それでは、本日の議事に入りたいと思います。

きょうは、全員御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、アクションプラン等の改定案についての審議でございます。

きょうも配られていますけれども、参考資料1にスケジュールがございまして、その中のスケジュールできょうは黄色の4月28日のところでございますけれども、10日前4月18日に推進委員会でもこの中間報告を行いました。このときに、さまざまな視点から委員の方々からも御意見をいただいております。それにつきましては、後で事務局から御説明いただくことになっております。

それらを踏まえまして、事務局におきましてきょうの資料でございますが、「PPP/PFI推進アクションプラン（案）」を作成していただきました。これにつきまして、本日は皆様から御意見をいただき、最終の案としていきたいと思っております。その最終の案は5月12日の推進委員会でもう一度報告して議論をしていただくという形になりますので、よろしく願いしたいと思っております。

それではまず、事務局のほうから、委員会での議論とあわせて、改定案の内容につきまして御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○武井企画官 それでは、委員会の御議論につきまして、経緯も含めまして、初めに説明させていただきます。

今、部会長からお話がありましたように、4月11日にこの計画部会を御審議いただきま

した後、4月18日に第40回「PFI推進委員会」にお諮りいたしました。そのときの資料を本日、参考資料という形でおつけしておりますが、この中で特に資料3と資料4、これらについて推進委員会に提出したものであるということをごらんいただければと思います。

前回、計画部会には骨子案を提出いたしました。そのときいただいたコメントを踏まえて修正したものが、こちらにあります資料4、非公表と書いてある「アクションプラン（仮称）骨子案」でございます。これを、この間の推進委員会に提出させていただきました。

またそのとき、計画部会で御審議いただいた主なコメントについて用意したものが資料3でございます。こちらにつきまして、推進委員会のほうに提出させていただきました。

推進委員会では、宮本部会長から計画部会の審議の経緯とアクションプランの骨子の特徴についてお話いただきまして、事務局のほうからこの資料に従いまして、アクションプランの骨子案の中身について個別に項目を説明させていただいたところでございます。これに対しまして、全体の方針として御了解いただきましたが、そのとき出たコメントについて御紹介させていただきたいと思っております。

資料1をごらんください。資料1が、この間の推進委員会で委員からいただきました主なコメントでございます。全体の方針については御了承いただいたと思っておりますけれども、個別の論点につきまして、幾つか御意見をいただいております。

まず1つ目。独立採算型、混合型、こういったものを頑張るのは当然なのだけれども、サービス購入型についてもVFMが出ているものを進めるという考え方については賛成である。また、今回のアクションプランの中で、特に新しいコンセッションに集中して取り組んでいくということはとても大事なことであり、こういったコメントをいただいております。

2つ目。空港、水道、下水道などの重点分野を実現するだけでなく、新しい分野へと重点分野を拡大していくことが重要である。重点分野の追加には、これに限らず、引き続き積極的に取り組んでいくべきだと、こういった御意見をいただいております。

3つ目でございますけれども、コンセッション手法の導入が地方公共団体にとってインセンティブとなるような仕組み。例えば、ほかと比べてそれが進んでいるとかということが見えるような、そういった取り組みが重要であるといったコメントをいただいております。

4つ目でございますけれども、指定管理者制度につきましてはコンセッション事業への発展が期待できるというところがある。これは民間が管理するという意味で、指定管理者制度はコンセッション事業への発展が期待できるということだと思っております。自治体は住民訴訟などを恐れて、新しい取り組みについてはなかなか手を出しづらいというところはわかるのだけれども、それをクリアするような環境整備を、こういったアクションプランの策定などを通じて、また政策を通じてしていくべきだと、こういった御意見をいただいております。

次の御意見ですけれども、今回のアクションプランにつきまして、今、公共団体では公共施設等総合管理計画の策定などを進めていますけれども、そういった動きとどうやってつなげていくか、どうやって落とし込んでいくかということが大事だということでございます。これから、アクションプランの実施状況を把握して、アクションプランの中に問題があるならば、また、いろいろな制度の中に問題があるならば改定していくと。こういったような形でPDCAサイクルを実行していくことが重要ではないかというような御意見をいただいております。

最後の御意見でございますけれども、今回、規模の考え方と事業手法を変更している。事業規模の把握関係ですけれども、規模の考え方と事業手法を変更しているが、これが単に数字を膨らませるだけでないということを示すような、そういったしっかりとしたアクションプランをつくっていくことが重要であると、こういったお話をいただいたところでございます。

こういったお話、前回の計画部会でのお話も含めまして、今回資料2-1としてアクションプランの改定（案）を用意してお諮りするところでございます。詳しい内容はこの後で話がありますけれども、項目立てのところから前回の御意見などを踏まえて変更しているところがありますし、1と2のところについても具体的な文章という形で御提示させていただいておりますので、その内容を引き続き説明させていただきます。

○山川主査 それでは、資料2-1をお開きください。1ページ開いていただいて、目次をごらんください。こちらのほうで、前回の御指摘を踏まえまして、2ポツの（1）（2）を修正しています。前回は（1）のところと（2）のところ、それぞれ2ポツ、3ポツで立てていたところなのですけれども、これらをくくり出して、PPP/PFI推進に当たっての考え方ということとまとめて、その下に基本的な考え方と事業類型ごとの進め方ということで構成を分けております。

それでは1ページお開きください。「1. 趣旨」でございます。こちらの趣旨は、アクションプラン改定の趣旨をまとめております。まず全体をざっくり申し上げると、1段落目でそもそもPPP/PFIを推進する必要性について述べており、次の段落でこれまでの経緯を述べています。その次の3、4段落目で現在の進捗状況、いい点悪い点含めて述べて、最後に改定の趣旨ということを端的に述べています。では順番に御説明いたします。

1ポツ目の1段落目なのですけれども、こちらについては前回の骨子の段階での御指摘で、より経済成長を強調すべきではないかという点がございましたので、こちらを反映しております。内容を読み上げますと、公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的な公共サービスを実現するため、多様なPPP/PFIを推進することが重要。これにより、新たなビジネス機会を拡大し、地域経済好循環を実現するとともに、公的負担の抑制を図り、国及び地方の基礎的財政収支の2020年までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献することが期待されている。これが1段落目。

2段落目がこれまでの経緯というところで、現アクションプランを定めて、10年間で10

～12兆円の事業規模目標を達成することを目標としてきた。その後の取り組み方針において、コンセッション事業について重点分野を定め、集中的に取り組んできたというところがございます。

次の段落でございますが、この間、我々は政府一体で取り組みを進めた結果、我が国におけるPFI事業が件数で489件、事業規模で5.8兆円に及んだほか、仙台空港、関西国際空港などの大型案件が具体化するなど着実な進展を見せているところです。

次の段落でございますけれども、一方で、人口減少等で長期的な持続可能性が課題となっている、特に上下水道等の生活関連分野についてはなかなかコンセッション事業の活用がおくれているというところで課題も抱えているのが事実です。また、さらにインバウンドの拡大等で新たな観光分野等の成長分野も生まれているところでございます。こういったところについても、今後引き続きコンセッション、多様なPPP/PFIを進めていくべきだと述べております。

最後の段落ですけれども、改定の趣旨を端的に述べておきまして、これまでのアクションプランの策定後の事業規模の達成状況や施策の取り組み状況をフォローアップすることによって、今回新たに事業規模目標を見直しております。それとともに、新たな課題に対する施策も充実させる、さらに新たな成長分野へコンセッション事業の活用を拡大するべく、重点分野を追加するなどの見直しをしているというところでございます。

こちらが1ポツの御説明でございます。

次のページに移ってください。「2. PPP/PFI推進に当たっての考え方」というところで、PPP/PFI全体の戦略について述べているところです。こちらについて、前回御指摘がございまして、主に6点ありました。1点目が成長戦略を強調すべきではないか。2点目が混合型PPP/PFI事業をより推進すべきではないか。3点目がサービス購入型PFI事業を含めて、多様なPPP/PFIを推進していくべきではないか。4点目がハコモノからインフラへ拡大するというところも重視すべきではないか。5点目が「バンドリング」や「広域化」、こういったところの新たな展開を見据えてPPP/PFIを推進すべきでないか。最後に公共施設等のデータの「見える化」を積極的に図るべきではないか。こういった御指摘をいただいております。これらを2ポツに反映しております。

1段落目でございますけれども、こちらはセッションがまず最重要というところで、成長分野、生活関連分野それぞれ重要だということで述べております。2段落目については、コンセッションに発展する入り口は多様なPPP/PFIがございまして。ただ、それであっても収益力を向上させて、コンセッションに向かっていくというような道筋を狙っていくというところで明確化しております。3段落目で混合型の件を書かせていただいております。4段落目でサービス購入型の促進やインフラへの拡大、最後に「バンドリング」「広域化」「見える化」ということで書かせていただいております。最初から読み上げさせていただきます。

(1) 新たなビジネス機会を拡大するとともに、公的負担の抑制を図り、経済・財政一

体改革を推進するためには、さまざまな分野の公共施設等の整備・運営にPPP/PFIを推進することが必要であり、とりわけ民間の経営原理を導入するコンセッション事業を活用することが重要である。そのためには、空港等の成長分野におけるコンセッション事業の活用を大幅に拡大することで観光立国の実現等を通じた成長の起爆剤とするとともに、長期的な持続可能性が問題となっている上下水道等の生活関連分野にコンセッション事業を活用することで課題の克服に努める必要がある。

2段落目です。コンセッション事業の活用を拡大するためには、その前段階としてさまざまな収益事業の活用を進めることが効果的であり、これらの事業に積極的に取り組む中で収益性を高めつつコンセッション事業への移行を目指していくことが重要である。

次の段落です。特に、運営費等一部の費用のみしか回収できないようなケースであっても、混合型PPP/PFI事業として積極的に取り組むことにより、少しでも公的負担の抑制を図るという姿勢が重要であり、その取り組みの中で、より収益性を高める工夫を重ねることで公的負担の抑制効果を高め、さらにはコンセッション事業へと発展させていくという視点が重要。

そのためには、サービス購入型PFI事業、指定管理者制度等の多様なPPP/PFIをファーストステップとして活用することを促すことが効果的。これまでハコモノ中心として活用されてきたサービス購入型PFI事業についても、大量の更新期を迎えるインフラ分野への活用を図るなど活用の裾野を拡大することが重要。

さらに、単独では事業化が困難なものについても「バンドリング」や「広域化」等により、事業としての成立性を高めるなどの工夫を行うことが重要。

このように、PPP/PFIを推進するに当たっては、公共施設等総合管理計画等の策定や固定資産台帳の整備及び公表を行うことを通じて公共施設等のデータの「見える化」を推進することが不可欠であり、国及び地方公共団体の取り組みを着実に進めることが必要である、ということで、全体にかかわるような戦略を述べているというところです。

(2)のところが、前回3ポツで立てていたところをまとめて2ポツで事業類型ごとの進め方ということでまとめております。こちらからは前回、骨子の段階で御説明させていただいたものと内容は一致しているものではございますが、おさらいとしてもう一度簡単に述べさせていただきます。

①がコンセッション事業というところで、こちらについては成長分野、生活関連分野それぞれについて今後より一層推進していく。特に、生活関連分野については、混合型ということもどんどん推進していくことが必要というところや、「バンドリング」を推進していくことや、ディスインセンティブの解消を進めていくことで、より一層推進していくという方針をとっております。

②の収益事業のところなのですけれども、5ページに移っていただいて、こちらについては混合型、こういったものでも将来的には収益拡大をしてステップアップをしていく。またコンセッションに発展する可能性もございますので、どんどん積極的に進めていくべ

きだということで述べさせていただいております。

③の公的不動産利活用事業のところなのですが、地域の「価値」向上を図っていくために、また地域のビジネス機会を創出する、こういったところを担っていくところで、行政財産も含めて公的不動産の最適利用を図っていく。民間提案を積極的に活用することや、LABV等の新しい展開も積極的に活用して、この事業類型の推進を図っていくべきではないかということで述べております。

最後にめくっていただいて、④のその他のPPP/PFI事業というところで、こちらも裾野の拡大というところで、入り口としてのファーストステップとしては引き続き重要なものであるというところと、サービス購入型について今後、インフラへの拡大も見据えて進めていくことや、コンセッションの発展をしていくように積極的に見直しをしていくというところでまとめさせていただいております。

1ポツと2ポツの御説明は以上にさせていただきます。

○野村参事官補佐 続きまして、7ページ「3. 推進のための施策」について御説明させていただきます。こちらは、前回御審議いただきました骨子からの変更箇所を中心に御説明させていただきます。

まず【具体的取組】の項目でございますけれども、前回御説明さしあげたとおり、開始時期や実施期限などの時間軸を明確化するとともに、担当府省を明記しております。

まず（1）実効性のある優先的検討の推進でございます。内閣府、厚生労働省、国土交通省等の施策を記載しております。①につきましては、前回の計画部会におきまして、人口20万人以上については100%ではないかという御指摘をいただきましたので、全ての人口20万人以上において、優先的検討規程を策定するとしております。以降、規程運用の手引の策定、支援事業の実施、8ページに移りまして、ガイドラインの策定、交付金事業や補助金採択の際のPPP/PFIの導入要件の一部要件化といった取り組みを記載しております。

続きまして（2）地域プラットフォームを通じた案件形成の推進といたしまして、9ページから具体的な取り組みでございますけれども、内閣府や国土交通省の取り組みといたしまして、プラットフォームの形成ですとか運用マニュアルの作成、案件形成につながる継続的な運営を前提とした支援、フォローアップの実施公表、情報提供、助言等について記載しております。

続きまして、9ページの下（3）民間提案の積極的活用でございますけれども、10ページに【具体的取組】といたしまして、内閣府や総務省、国土交通省の取り組みといたしまして、インセンティブ付与のあり方の検討、民間提案活用指針の策定について記載しております。

（4）情報提供等の地方公共団体に対する支援につきましては、10ページ以下、内閣府、総務省、国土交通省の取り組みといたしまして、職員等の育成、PPP/PFIポータルサイトの整備、ワンストップ窓口の調整体制強化等を記載しております。

前回からの変更点といたしまして、11ページ、⑤の後段部分でございますけれども、指



定管理者制度の活用につきましては、第40回の委員会でも御指摘いただきましたので、総務省等との調整も踏まえまして、ひな形の作成に向けて、28年度末までの取り組み事項として、当該制度の先進的な取り組み事例及びその効果を把握し、地方公共団体に対する情報提供を実施するという取り組みを新たに追記しております。

続きまして、11ページ（5）でございます。こちらは本日初めて御審議いただくものでございますけれども、株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用ということでございまして、大きく2点、方針として示させていただいております。

1点目ですけれども、地域経済好循環の実現に向けて、地域におけるPFI事業を推進するため、民間資金等活用事業推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能を積極的に活用し、地域におけるPFI事業の大幅な掘り起こしを進める。

2点目といたしまして、コンセッション事業等の拡大を踏まえ、民間インフラファンドの形成に率先して取り組むなど、民間のインフラ投資市場の成長に寄与するという方針を示しております。

この方針のもと、12ページに大きく4点、具体的な取り組みを記載しております。

1点目、牽引役としての役割でございますけれども、リスクマネーの呼び水としての機構の出融資を最大限活用し、案件形成プロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果たし、重点分野に掲げるコンセッション事業の着実な実現を図るとともに、人口20万人以上の地方公共団体を中心に収益型事業を推進すること。

2点目、コンサルティング機能の観点ですけれども、上下水道のコンセッション事業導入に当たっては、これらの事業が抱える中長期的な経営上の課題について首長の認識や住民の理解を得ることが前提となります。このため、機構のコンサルティング機能をフルに活用し、上下水道の財政収支シミュレーション等を実施し、コンセッション事業の導入に向けた検討を促進すること。

3点目、人材育成の観点ですけれども、地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、地域の民間事業者に対しPFI事業に係る契約面でのサポートを行うことにより、リスク分析手法等PFI事業実施に不可欠なプロジェクトファイナンスのノウハウを身につけた地域人材の育成を図るとしております。

最後に4点目の取り組みといたしまして、コンセッション事業を推進する地域金融機関等の関係者との協議を継続し、案件の形成と資金の供給を通じて、早期に第一号の民間インフラファンドの組成を目指す。

以上4点の取り組みを今回、記載しております。

続きまして、13ページ以降「4. 集中取組方針」について御説明させていただきます。こちらにつきましても、これまでと同様、時間軸と担当府省を明確化しております。

(1) 目標設定の考え方に記載しておりますとおり、3年間で具体化すべき重要案件を数値目標として設定するとともに、将来コンセッション事業へとつながる事業類型も対象としております。第40回の委員会でも御指摘いただきました重点分野の追加につきまして

も、最後、なお書きで記載しておりますが、社会経済情勢や取り組み状況の進展に応じて、今後、随時追加・見直しを行うと明記しております。

(2) から各分野ごとの目標と取り組みを記載しております。目標を明確化するため、各分野の冒頭にそれぞれ重点期間と目標を明記しております。

13ページ、①空港につきましては、26～28年度で6件、14ページ、②水道につきましては、26～28年度で6件、15ページ、③下水道については、26～28年度で6件、16ページ、④道路につきましては、26～28年度で1件と、これは今までの目標を記載しております。

新たな目標といたしまして、16ページ、⑤文教施設でございますけれども、28～30年度の集中強化期間に3件のコンセッション事業の具体化を目標とすること。17ページ、⑥公営住宅でございますが、28～30年度を集中強化期間として、コンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業の具体化を6件目標とすると記載しております。

このほか、本日は記載しておりませんが、政府内の産業競争力会議という会議のもとでもPPP/PFI、とりわけコンセッション事業の推進に向けて取り組みが検討されております。その中におきましては、いろいろこれまでに御指摘いただきましたディスインセンティブの解消についても議論されているところでございます。産業競争力会議の議論の内容は、日本再興戦略、いわゆる成長戦略に盛り込まれるものでございますけれども、このアクションプランの趣旨に沿うものについては、その概要を追記したいと考えております。

産業競争力会議の議論の内容は、現在、関係者間で調整中のため、現時点でのアクションプランの改定案には記載できておりませんが、重点分野に関する議論の大まかな内容を御紹介させていただきます。

まず、空港分野ですけれども、仙台国際空港株式会社からのヒアリングなどを踏まえまして、民間事業者の創意工夫を阻む規制緩和の推進について議論されております。

また、水道分野につきましては、ディスインセンティブとなる制度上の問題について、その解消が議論されておまして、先行案件において地方公共団体の新たな負担感、法人税が念頭に置かれておりますけれども、そういったものを最大限なくす仕組みとして、交付金や補助金による措置を検討すること。また、コンセッション期間中の設備投資費用を平準化するような取り組みとして、準備金による積み立てといったような措置、そういったことが検討されております。

また、新たに追加されます文教施設につきましても、単一の文教施設のコンセッションだけではなく、周辺の他の施設も包含し、複数施設を対象にした形で複合的、一体的なコンセッション事業を検討するということが議論されております。

最後、コンセッション全般につきましても、今後の案件拡大に向けまして、民間企業との対話といった場を設けて、必要な取り組みに関する意見聴取を行うといったことも、産業競争力会議で議論されているところでございます。

今、申し上げた点につきましては、政府内の調整状況も踏まえまして、今後、その趣旨をこのアクションプランにも盛り込みたいと考えております。

○阪口参事官補佐 続きますして「5. 事業規模目標」について御説明さしあげます。18ページをごらんください。こちらは実は骨子から変わってはいなくて、(1) (2)に、今回(3)として歳出削減効果というのを追加しております。

おさらいになりますが、(1)は、事業規模というものを事業規模PTで議論いたしまして、明確化したということで、その内容を記載しております。PPP/PFIの活用によって新たな民間の経済活動を創出するという施策の目標を踏まえて、事業規模とは民間事業者の総収入をもってはかるというような形で決めております。

もう一つは、PPPの範囲というようなところで、ここに(i) (ii) (iii)で要件を規定しておりますして、これを満たすものをアクションプランにおけるPPPとして、対象事業として捉えていこうということが事業規模PTで議論されております。

その中、事業規模目標(2)になりますが、まだ数字については検討中でありまして「●」とさせていただきます。

①類型Ⅰのところですが、**「4. 集中取組方針」**に掲げられた目標の確実な実施を図ることによって、目標を達成しようというような考え方。

②収益型事業ですが、ここには収益施設の併設・活用、これには利用料金で回収するものだったり、併設する施設で収入を回収するようなものが含まれておりますが、そういった事業を人口20万人以上の地方公共団体で確実に、何件とは書いておりませんが、1件以上実施していただくというようなことを踏まえて、事業規模を目標とさせていただきますと考えております。

③公的不動産の有効活用を図るPPP事業ということで、今後、固定資産台帳等の整備が進むことによって、ある程度PREというのが見えてくる。その中、民間活力を活用したPPP事業ということで、これは2つ考え方が入っているのですが、平均2件程度とさせていただきます。1つは、単純売却みたいなものは既にかなり多いのですが、PPP事業ということで、例えば定期借地権を設定するような事業ですとか、そういったものの件数につきましては、そこまで多くはならないだろうということで、前回部会の中で、2件は少ないのではないかとというような御意見が出たのですが、そのままとさせていただきます。

もう一点につきましては、人口20万人以上の地方公共団体全てが2件以上できるわけでもないのかなとも考えておりまして、あくまで平均2件程度ということで、今回、事業規模目標ということで、この達成をもって目標を達成するという形にさせていただきますと考えております。

続きますして、追加しました(3)歳出削減効果等です。この目標を達成することによって、VFM等の発生により、幾ら程度歳出削減効果が期待できるということで、ここに数字を記載したいと考えております。

ページをおめぐりいただきまして、定量化は困難なのですが、民間の事業が実施されることによる租税公課の収入、支出が減るだけでなく、収入もふえるだろうということで、

そういった収入増の部分も歳入効果としてありますねということに記載させていただいているのと、民間の事業が行われることによって新たに需要がふえるみたいなことによる経済波及効果も発生するだろうということを定性的に書かせていただいております。

続きまして「6. PDCAサイクル」ということで、部会でも意見をいただきましたし、委員会でも御意見いただいたのですが、PDCAをただ回しますというだけでなく、後段ですが、フォローアップの結果は、各地方公共団体における取り組みの目安となるよう、比較可能な形でベンチマーク化するなど「見える化」に工夫をして、PDCAを回していこうということを明示的に記載させていただいております。

次のページ、最後になりますが「7. その他」ということで、今アクションプランにより、旧アクションプラン、旧集中取組方針は廃止するということを書かせていただいております。

説明は以上です。

○宮本部長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、残りの時間をかけて皆さんから御意見をいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

では、根本先生、お願いします。

○根本部長代理 ちょっと「てにをは」的な話なのですが、語尾が「必要」とか「重要」という評価で書かれているところがありますが、これは主語が推進会議なので、どこかの大学の報告書ではないので、国としてどうするかという言い切りではないかと思うのです。前提条件としての客観的な評価が「必要」とか「重要」というのはわかるので、そういう目でもう一度見直してみて、いろいろなところにそういう表現があるなというのが一つです。

もう一つ同じようなことで言うと、語尾が「検討する」とか「図る」で終わっているのがあって、これはやはりできることは実施すると書かないといけないのではないかと考えていて、例えば6ページ目の④のその他の事業のところでも第1パラグラフの最後です。「今後は、インフラ分野へと活用の幅を拡大することを検討すべきである」というのは、もう検討している場合ではなくて、これは拡大することだと思いのです。そのように書いてあるところもいっぱいある中で「検討する」がまじるというのは、ちょっとおかしいかなと。

あるいは何とかを「図る」というのもあるのですが、例えば8ページ目の【方針】の上から4行目で「主体的役割を果たせるような枠組みづくりが必要である」ではなくて、枠組みを構築する、だろうと思いますし、次のパラグラフの3行目「成功事例のノウハウの横展開を図る」ではなくて、ノウハウを横展開する、だろうと思うのです。ちょっと弱い表現が散見されるので、もう一度ちゃんと見直して、弱くする理由をしっかりと見ないといけないという感じがします。

それから、同じようなことなのですが「一部」という表現があって、8ページ目

の上から4行目、5行目のところ。ほかにはないかもしれないのですが「PPP/PFIの導入検討を一部要件化する」というのがあって、これは余り具体的な方針ではないですね。何がクリアされれば具体的取り組みをやったことになるのかというのが「一部」だけでは全くわからない。しかも、これは注がついていて「公営住宅については措置済み」と、あたかも我々が措置済みだということを認めたかのごとく表現されるのですけれども、「一部」の内容もわからないのに、それを措置済みと言っていいはずもないということだろうと思うので、細かな点も含めてですけれども、具体的な論点に入る前に、その表現ぶりをしっかりした哲学に基づいて統一して、これはアクションプランなので、できるだけアクションするというをしっかり見せることが大事ではないかと思えます。

○宮本部会長 よろしく申し上げます。

○鳥巢審議官 大変貴重な御指摘をありがとうございます。

実は我々もそこを中で議論しまして、目次をごらんいただければと思うのですが、我々の頭の整理は、まず、考え方の部分と具体的な施策の部分で一応ある程度書き分けていこうと。施策については、ごらんいただくと、大体のところは語尾が断定系になっているのではないかと。具体の施策というのは3ポツと4ポツなのですけれども、検討課題でとどまっているものを除けば、大体具体的な語尾になっているのではないかと。2ポツはどちらかというと思いの部分なので、方向性を指し示すときにこうすべきであるということで書かせていただいているつもりだったのです。今の御指摘も踏まえてもう一度きちんと精査をしたいと思うのですけれども、スケジュール的にちょっと厳しいところもあったので少し見落としている部分もあるかと思うのですが、大まかな考え方はそういうことです。

2ポツの考え方については、割とべき論的な、いわゆるズレンのところ書いているところがあって、3番目のところは、具体的にこれはもう省庁を決めているので、誰それがいつまでに何をやるという形で書くという大まかな方針では書いていますが、細部は今の御指摘を踏まえて、きちんと詰めていきたいと思っております。さらにその上で語尾が弱いということであれば、また御相談させていただきたいと思っております。

一部の要件化については、ちょっと別途。

○野村参事官補佐 今、御指摘のありました一部要件化のところですが、別途、政府のほうで検討されています経済財政再生計画の改革工程表におきまして、PPP/PFIの導入検討の一部要件化ということが政府方針として決められておりますので、それを踏まえてこのように記載しているのですけれども、「一部」の内容につきましては、国土交通省にも確認の上、この表現が適切かについては確認して、検討したいと考えております。

○宮本部会長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、もう一度、特に最後の「図る」とか表現のところを御検討いただいて、できるだけアクションするという姿勢を示すような形でお願いできればと思います。ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

赤羽先生、お願いします。

○赤羽専門委員 二、三点、質問と確認事項なのですが、1つは、先ほどちょっと御説明があった指摘事項で、資料1と資料3のところで、コンセッション手法の導入がインセンティブとなるような仕組みとか、資料1は委員会でのコメントですね。資料3は、コンセッション事業へのディスインセンティブの解消につながる具体的な取り組み。これが4ページのところに多分出ていると思うのです。

1つの質問は、産業競争力会議で議論をされているということ为先ほどシェアしていただいたと思うのですが、最終的にはその議論と部会というか、これは会議の決定なのかな。そこで制度上の問題点の解消を図るということで、具体的なイメージとしては、これこれをもうちょっと前回のアクションプランみたいに、例えば先ほどおっしゃったのは、水道だと税金の問題とか交付金、準備金であるとか、あと、昔からここでも言っていた公営企業債の繰り上げ償還金とかも多分議論になっていると思うのですが、そういうものがアクションプランに続いてこれをやるのだという中に入ってくるイメージで具体的に項目が入ってくるのだらうということで、ディスインセンティブとインセンティブが両方具体的になっているのですかという確認が1つ。

あとは質問なのですが、7ページの【具体的取組】のところは、20万人以上の人口の地方公共団体全てと国なのですが、内閣府、総務省云々という各府省の名前が挙げられているのに「等」がありますけれども、ここに名前が挙げられているところは絶対やるということを確認して、「等」はその広がりという意味ですか。各省庁が全部やるのかなと私は思ったのですが、それが質問です。

あとは、今回新しく入った機構の活性化のところなのですが、11ページ以降のところ。これはいろいろ書いてあるのですが、ここは実はいろいろやることになっているのだけれども「平成●●年度から」<●●●>」となっていて、多分、私も判断しているところだと、28年度の予算はもう決まってしまうので、これをやるとなったら結構大変なのだと思うのです。きょうは機構の方はいらっしゃっていますか。私は一応社外取締役なので言ってしまうと、スタッフィング的には結構大変だとは思っています。だから、これはどれぐらい現実性と年度性があるのかなと。スタッフィングの感じからいっても、これをやるとなると結構スタッフが必要なもので、ここは多分調整中ということだと思うのです。

最後に1点だけ、指定管理者制度がいろいろ出てきているのですが、6ページから出てきてまして、具体的な施策のところでも11ページでひな形作成ということで、これは指定管理者制度が、6ページだと民間事業者の役割を果たすためのファーストステップとかと書いてあったと思うのです。現状ではいいと思うのですが、以前からの委員会の話で、指定管理者制度とコンセッション事業は、地方公共団体にとっては議決の関係で二重の縛りではないかという議論があります。多分、今まで空港とかはそれを解消していると思うのですが、今回総務省と調整されたときに、そこを教えていただきたいので

すけれども、その縛りといいますか、コンセッション事業をやったらもう議決は要らないのだとか、そういうことがなされているのか。

これは今回、書けるかどうかということなのですけれども、私の考えだと、実は指定管理者制度はコンセッション事業があったら発展的には解消すべきものであって、公の施設は結構、地方自治法上古い概念なので、総務省さんはあれかもしれませんけれども、コンセッション事業をやればもう本来は必要なくなるものであろうという議論も昔はあったので、ファーストステップとしてはいいのですけれども、ここで余り強調して指定管理者、指定管理者とやると、コンセッション事業との二重の制約が解消されない限り、また負担感が出てしまうので、どこかにちょっと、発展的解消と言うときつかもしいけれども、そういうニュアンスも将来的にコンセッション事業のほうへ全部行ってくださいという感じを出していただいたほうがいいかと思います。

済みません、長くなりました。

○宮本部長 4点ございましたが、お願いいたします。

○鳥巢審議官 順番にお答えしていきたいと思いますが、非常に有意義な指摘をありがとうございます。我々は、新しい検討の中で対応していく必要があるものもあります。ただ、現状をお話しさせていただきますと、産業競争力会議の内容の具体化をどの程度ここで図っていくかという話については、実はスケジュール的に難しい問題がありまして、向こうの案文が固まるスケジュールと、私どもの案文を推進会議決定に向けて固めるスケジュールとの兼ね合いがあって非常に難しいのです。

全く同じことを書くのでは、逆に言えば何の意味があるのかという話もあるので、餅は餅屋ということで、ある程度政府部内で機能分担をして、どちらかというところでは、PPP/PFIをやる中で規制緩和をどんどん進めていって、成長のブレークスルーを図っていくみたいな話。我々のほうはどちらかというところ、しっかりとPPP/PFIを推進していくという立場で、なぜこういう議論をしているかというところ、結局、両者のベクトルがそろっていないとまずいだろうということなのです。だから、一言一句同じことをここで書いていなければいけないということは多分ないはずで、向こうが理想としているところと我々と軌を一にしているので、要は、産業競争力会議とPFI推進会議の両方のベクトルがきちんとそろっているということをこの文章の中で示していこうということを考えているのです。

そこについて、事務局のスタンスとしては、これまで両方の議論に我々はずっと参加してきました。そうすると、議論のベクトルは全くそろっています。要するに、ディスインセンティブの解消が必要だということを言っているわけですし、規制緩和をしっかり進めていくべきだということを言っているわけです。そういうことでは両方に方向性の面でのそごはないので、そこがわかるような記述を入れていきたいと思います。

したがって、産業競争力会議の成長戦略の中の記述と全く一言一句同じということにはなりませんけれども、競争力会議の中で出てくる個別の施策の具体策を全部のみ込む形で、少し抽象度を上げた形になると思いますけれども、その方向性として推進会議と軌を一に

しているのだということをご自分で書き込んでいきたいなど。それは今、事務的に調整を  
していきまして、向こうの記述が一生懸命まだ各省とががちやっているところなので、いず  
れにせよ同じ方向を向いていますから心配はないと思いますけれども、要はそういうベク  
トルが同じ方向を向いているということを書き込んでいきたいというのが1点です。

もう一点は、7ページの「等」。おっしゃるとおりでありまして、国については当然や  
らなければいけないということなのですけれども、内閣府、総務省、国土交通省、厚労省、  
文科省と書き出したものについて、これは先ほどちょっと話がありましたが、経済・財政  
一体改革推進委員会の中で改革工程表というものを去年の暮れに決めました。その中で担  
当府省が同じような表記になっておりまして、これは優先検討の仕組みの構築の一番先頭  
に立って汗をかかなければいけない役所として、この省庁が並んでいる。我々と総務省が  
指針をつくって、今後しっかりつくってもらうように働きかけをしていく最前線に立っ  
ているということをございますし、今後、ガイドライン等をつくっていく個別の事業の所管  
省庁として優先検討規程を策定する際のガイドラインをつくる省庁としては、国土交通省  
がたくさん事業を持っておりますし、厚労省は上水道を持っておりますし、文科省につ  
いても文教施設を持っているということで、代表選手として書いているわけでありま  
す。自分たちのことをやるということであれば、こういう施設を優先検討する機会のある  
ところは全省庁入っているという理解で結構だと思います。そういう意味では、先生がお  
っしゃるような御理解でいいと思います。

それから、11ページの機構の現実性の話ということで、これは従来からペンディングに  
しているというのは、機構のほうともずっと議論を重ねておりまして、かんかんがくがく  
議論をする中で、赤羽先生も社外取締役をされているので、今度、逆に言えばあちらの  
立場で見る必要も出てくると思いますけれども、一応、機構と機構の専務以下の話をし  
ていまして、機構の中もちゃんと社長まで上げた上で、こういう方向でということをお  
ります。

ただ、実現可能性が低いかどうかということについて、①の部分について見ると、これ  
までやってきているところの目的をはっきりさせているというのが実情です。①につ  
いて見ると、結局、リスクマネーを提供するというのは、もともとの機構の役割であり  
ます。ただ、これを今後、後ろにあります重点実施方針で決めておりますコンセッション  
の実現に向かってしっかりと役割を果たしていくということを言っているわけでありま  
して、これは特段違ったことをするわけではなくて、しっかりと目標を定めてドライブ  
をかけていってくださいという話です。

それから、20万人以上の優先検討の話もそうなのですけれども、この優先検討規程  
を実効を持って進めていく中で、やはりPFI機構がしっかりと役割を果たしていく  
というのは、この指針をつくる時からの議論であります。それをここで念のために書  
いているということなので、特段今までと違ったことをするという趣旨ではないとい  
うことで、この優先検討規程の運用の中でもしっかりと役割を果たしていただ  
きたいということです。ほかの②



～④も基本的には同じ趣旨なので、これまでからはみ出している部分は基本的にはないと、我々と機構のほうの理解ではそういうことを言って、現実性についても十分吟味した上で書き込んでいます。

ただ、そういう意味ではまだPなので、何年度からするかということは、まさにおっしゃったように事業計画の話があります。総会が6月に予定されているようなので、今年度からというのか、29年度からというのかについては、引き続き議論させていただきたいと思いますが、我々としては、できるだけ28年度からと。だから、今の事業計画の中で読めるものについては28年度からと書き込んでいきたいと思いますが、そもそも事業計画上無理だということであれば、そこについてははしかるべく反映をさせていきたい。

最後に、指定管理者制度とコンセッションの関係でございます。これはもう御承知かと思いますが、必ず両者が二重の縛りでかけなければいけないということではなくて、要は処分性のある行為を行うもの、例えば使用許可とか、そういうものが必要なものについてはPFI法の中で手当てをしていないので、それはあくまでも地方自治法の、いわゆる公権力の行使に当たる部分が残らざるを得ないものについては、引き続き指定管理者の指定を受けて公権力の行使に当たる処分を別途やっていたかどうかということが残っています。それを今後どうするかということについて問題提起が必要だという御指摘だと思いますので、どこまで書き込むかということについて、また相談させていただきながら、検討してみたいと思います。

○宮本部会長 どうもありがとうございます。

今の方向でいかがでしょうか。

赤羽さん。

○赤羽専門委員 1点だけ確認です。お話しありがとうございました。

1番目のところなのですが、4ページのところでディスインセンティブは解消を図ると書いてあるのですが、インセンティブとなるような仕組みというのはどこかに書いてありましたか。これは書き分けているのか、ありましたか。

○鳥巢審議官 ディスインセンティブではなくて、インセンティブですね。我々のほうの理解は、どちらかというところではディスインセンティブを解消することがインセンティブになるという理解で、特に法人税の話はそう思ったのですが、積極的にあめを出すのかどうかということについては、ここで明示的に書いているところは確かになかったと思うのです。

○赤羽専門委員 前の議論で、将来的だからあれだけれども、ディスインセンティブは規制緩和のほうですが、インセンティブも皆さんの議論で褒めてあげるとか。それはいいのですが、例えば地方財政健全化法でちょっと特殊にそこだけを将来債務負担についてカウントしないとか、その程度かどうかかわからないのですが、そういうものを入れたらどうかという議論も二、三、出ていたと記憶しています。だから、インセンティブのほうも入れておいて特に問題ないのではないかと思ったのです。

○鳥巢審議官 検討させていただきます。

○宮本部長 では、御指摘の点、御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

そのほかいかがでございますか。

江口先生、お願いします。

○江口専門委員 いろいろ議論があるところだと思うのですが、道路のところでは16ページです。1件のコンセッション事業の具体化を目標とすると、この1件には愛知は入っているんですね。入るということは、もうやっちゃっているわけですから、ゼロということですね。だから、それではアクションプランとしてどうなのかなと。いろいろ議論はあると思うので、難しいところだと思うのですが、ここはそれだと実質ゼロということになってしまうので、どうなのかなというところでは。

もう一つ、なかなか出てこない水道のところでは。空港が何でやれたかというのと、やはり国管理空港だから国主導でやっていたところがあるのです。水道になると、どうしても自治体のことなので、いろいろな啓蒙活動をやるといっては書いてあるのですが、やはり1件モデルで成功事例をつくってあげないと出てこないと思うのです。ですから、本当にばっちり補助金をつけて1個仕上げるのだというのが欲しいなというのが水道で、出る出ると言っていて、ずっと、もう何年ぐらい言い続けているか。1件残念ながら市長さんがかかわってしまってだめになった例とかもありましたけれども、やはり相当力を入れないと、待っていただけでは難しいのが水道ですね。口に入るものということで大分抵抗感があるので、相当国主導でやらないとこれはできないと思います。

下水道のほうは、15ページの一番下にモデル都市の下水道事業においてというのがありますが、下水についてはモデル都市で強力に推進するとか、そういう趣旨でここを書いてあるのでしょうか。上水のほうにはこういう記述がないのですが。

○宮本部長 では、3件ということではよろしいですか。道路、水道、下水道ということでは。

○鳥巢審議官 愛知道路の件ですが、今回、集中取組方針については、従来の空港、上下水道、道路については、実はそのまま平行移動。なぜかという、計画期間がまだ1年残っていますので、ここで基本的にいじることはせずに、従来どおりということになっています。なので、見かけ上はもう終わったではないかという話なのですが、一応28年度の計画期間終了までは前の計画をそのまま平行移動しようということでは。

なぜ1件かというのは、もう御承知のとおり、特区制度でやっているから、1件以上書きようがないということで1件なのです。

ただ、この後どうするかという議論は実はあるので、今年度中に議論をした上で29年度以降どうするかということについては、第1期生についてはみんなあります。空港についても、ほぼいけるのだろうと。もともとこの6件と言っているのは、今回これのみ込んでしまう旧アクションプランの平成25～34年度の間で、第I類型については2～3兆円やりますという事業規模をこの集中期間でしっかりやらないとできないですよ。だから

ら、この間しっかり頑張って具体化してくださいという話なので、今の空港の状況を見ると非常に快調に飛ばしておりますので、34年度までにこの規模というのは多分、全然気にするまでもなく、はるか上に行くぐらいの実績を上げることになるのだろうということなので、その後、どうするのかということは、別途また考えていく必要があると思います。

ただ、それは今年度きちんと議論させていただいて、また来年の年明けからこの計画部会をお開きいただいて、フォローアップをして、新しいアクションプランの改定を議論していく中でどうするか。特に水道、下水道は落第必至なものですから、この落第必至のものをどうしていくかということについて考えていきたいと思っています。

それから、今回、水道、下水道は全般的に非常に具体の施策を厚く書いております。厚く書いているのは、逆に言えばことし最後なのですよ、ことしで落第ですよということ意識して強く具体の施策を書いております。例えば15ページのモデル都市の下水道等における事業の導入に向けた検討・調査を支援するということについても、背後にどういうことを言っているかということ、上下水道については網で投げるようなことをやっていたのではだめなので、要はリストを決めて、具体の首長さんにダイレクトに当たっていってこれとあって、実は今やっているのです。

要は、今までみたいに何となく上水道、下水道という事業で捉えるのではなくて、どこの事業者をコンセッションに導いていくのかということ、やると言っているのです。それでいろいろなところでこういう施策が出てきているので、このモデル都市の話も、実はそういう流れの中でやっている。そこは水道も下水道も同じで、対象は頭に置いて、何とか6件の実現に向けて、個別主義で実はやっているということのあらわれだと御理解いただければと思います。

○江口専門委員 水道の最後の首長へのトップセールスというの。

○鳥巢審議官 まさにそのことなのです。

○江口専門委員 まさに絞ったリストの中のということですか。

○鳥巢審議官 申しわけないですが、地元の調整があるので、ここでリストを出すと炎上してしまうのでリストは出せなのですけれども、そのリストをそれぞれ我々がつくらせて、厚労省の水道部と下水道部のほうでしっかりと、これはまさにそれぞれのトップが相手方のトップに会うみたいな感じでやってもらっております、相当な努力をしていることは事実なのです。それをここで書かせていただいているということなのです。

○江口専門委員 ありがとうございます。

○宮本部会長 よろしいでしょうか。

この集中取組方針の目標のところの13ページの(1)で、今回は3カ年を考えているけれども、次のことはあるのだよということをもうちょっと含めていただいたほうがわかりやすいのではないかと思います。

あと、関連ですけれども、先ほどの下水道の江口先生御指摘のポツの3個目、これは混合型のコンセッションのイメージなのですが、それが水道のほうに入っていないですね。

○鳥巢審議官 水道は、基本的に料金収入で賄うという原則があるのです。下水は、基本的に社会インフラとしては雨水の処理などは公共としてやるということなので、大半は公共負担なので、むしろ公共負担の額を減らしてくれということをお我々は言っているのですけれども、上水は基本的に料金収入で賄ってくれというのが原則です。

○宮本部会長 わかりました。

清水さん、お願いします。

○清水専門委員 二、三、コメントさせていただければと思いますが、まず、今、お話に出た水道のところでは、14ページ②水道の1つ目、2つ目のポツの部分、ここの表現はこれまでの議論をよく踏まえていただいたと感じております。給水人口の減少、維持更新費の増嵩等を反映して長期的な見込みを公表し、かつ国が積極的に関与する。それから、その次のポツも、民間経営の原理を導入することが水道事業の長期的な健全性を確保するとの記述、国が率先するとの記述、前向きな姿勢が出ていて良いと思います。

その上で、あえて少し細かいことを追加で申し上げますと、1つ目のポツのところは、維持更新費の増嵩等を反映した中長期的な水道料金の見込みですけれども、この辺も単に見込みをつくれればいいということではなくて、本当に厳しい実態、実情を反映したものにしてもらわないと意味が無いと思います。従って、ワーディングとしては、増嵩等実態を反映したとか、実情を直視したとか、細部お任せしますが、その辺のニュアンスがよりしっかり出るようなワーディングにさせていただければ、よりいいかなと思っております。

水道については、前回申し上げましたように、やはり大きな論点というのは、どうしても法人税の扱いのところだと思います。産業競争力会議で議論されているということですが、そのところがやはり非常に重要だということをお重ねて指摘させていただきます。この議論は、最終的に何らかの制度的な工夫をすることが国、地方、民間、地域住民など、あらゆるステークホルダーにとってプラスになるはずですので、その点改めて指摘させていただければと思っております。

3つ目ですけれども、当アクションプランのPDCAをしっかりと回していく点について一言コメントします。事業規模の把握のところについて、今回、民間経済活動とのリンケージを考えて、民間事業収入ということをもって把握するというコンセプトはそれでよろしいかと思うのですが、一方で、PDCAを回していったときに実情がどうなっているかというのを立体的に把握しようとする、民間事業収入だけではなくて、施設整備費がどうかとか、そのうち公共施設部分がどうか、民間施設部分がどうか、あるいは従前の契約額ベース、財政負担ベースでどうかというところをお内々にでもアンケート調査で把握されることが望ましいと思われまふ。いろいろ技術的に大変なところもあると思うのですが、そこは是非事務局のほうで御検討いただけたらいいかなと思っております。

以上です。

○宮本部会長 ありがとうございます。

○鳥巢審議官 ワーディングの件は貴重な御指摘をありがとうございます。検討させて

いただきます。

法人税の件は、まさにそうです。我々も非常に大事だと、少なくとも事務方としては思っているわけですが、問題は各省協議ということなので、ほかのところも含めて、特に財務省協議はなかなかハードルが高いものですから、先ほどのインセンティブの話も含めて、どこまで書くかということについては、今のことを踏まえて各省協議に臨んでいきたいと思っております。

それから、PDCAの話は全くおっしゃるとおりでして、今後、来年の年明け以降、少し時間的余裕を持ってこの計画部会を開かせていただいて、きちんとフォローアップしていただきたいと思うのですが、そのときに必要となるデータはどういうことが必要なのかということも含めて、また一度、フォローアップの仕方について御議論いただくような場を設けていただく必要があるのかなと考えておまして、その中で検討をぜひお願いしたいと思っております。

○宮本部会長 ありがとうございます。

これを出すときには、この前の過去の計算の結果というのは、どういう形でつくのでしょうか、つかないのでしょうかというところです。

○鳥巢審議官 例の4兆5,000億の話ですね。そうではなくて。

○宮本部会長 25、26、27年度の実績。

○鳥巢審議官 実績は当然、前提にして事業規模を算定しているのですけれども、この中で書くべきではないかということですか。

○宮本部会長 この中で書く必要があるのかどうかは別だと思うのですけれども、それはこれに付随するものとして出ていくのか、あるいは別の機会に公表する予定なのかというところですが、その取り扱いということですか。

○鳥巢審議官 せっかくフォローアップをしているので、できるだけ出す方向で、どういう形で出すのか。この参考資料で出すのか、あるいは別な形で出すのか、また御相談させていただいてよろしいでしょうか。できるだけ出す方向です。

○宮本部会長 お願いします。

○鳥巢審議官 当然、事業規模が出るので、その前は出せないのですけれども、事業規模の数字が出たのと同時に、どういう形で出していくのかということについて、また検討した上で御相談させていただければと思うのです。

○宮本部会長 別に出すにしても、やはり同時ぐらいに出さなかったら比較ができないですね。ありがとうございます。

それでは、財間さん、お願いします。

○財間専門委員 どうもありがとうございます。

ざっと最初に読んだときの印象は、結構具体的でわかりやすいし、場所によっては結構踏み込んだ表現もあるなと思おまして、民間の事業者としては非常にありがたいなというところもあるものですから、非常に読みやすかったです。

ただ、そういう中で、例えば3ページの1段落目の最後の行のところ。「上下水道等の生活関連分野にコンセッション事業を活用することで課題の克服に努める必要がある」という、ここなのですけれども、多分そんな意図は持っていませんよということだと思のですが、コンセッションをすると課題が克服できるように一瞬読めてしまうというか、コンセッションが打ち出の小づちみたいに読めてしまう印象を受けたのです。14ページと照らし合わせて読むと、決してそんなことはないということはいくぶんわかるのですけれども、この「克服」とか「必要がある」の場所の問題なのかもしれないのですが、そういう印象がちょっと強い表現だなと思いました。

あと、細かいので言うと、5ページ目にあえて「国立大学法人」という表現を入れられていたり、12ページ目に「首都高速道路」というのを入れられていたりという、若干距離があるものですから、違和感を覚えました。

それと、最後に、骨子の段階で最初の「基本的な考え方」に書かれていたインフラファンドですとか、こういうのをやるとリスク管理能力が発揮されて事業の成立性を高めることにつながる好循環が生まれる的な表現が、今回、最初の「基本的な考え方」のところには明記されていないものですから、できればこのあたりの表現を「基本的な考え方」のところでも触れていただけると。いまだに地公体の方々はファンド・イコールさわりたくないという印象を皆さん強く持っていらっしゃるのです、できればそういう考え方を、こういう考えもあるのだぞということを明確に示すためにも、上のほうで取り上げていただきたいと思っています。

○宮本部長 ありがとうございます。

3点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鳥巢審議官 課題の克服なのですけれども、努める必要があるということで、この課題というのは、要は20年後、30年後に生活インフラの維持更新がもうもたなくなる、持続可能性が大きく問われるという課題のことを言っています、それに対して今の段階から民間の経営原理を導入して、それに備えるべきだということなので、何でもかんでも、これをやればできるという趣旨では決してないので、そういう趣旨がとりにくいということであれば、書きぶりを少し検討してみたいと思ひますが、趣旨としてはそういう趣旨です。

国立大学については、いろいろなところで御指摘をされていて、実は、先ほどもちょっと議論になりましたけれども、経済財政諮問会議の一体改革推進委員会の中でも、結局、今までは、この場でも御議論がありました、根本先生から御指摘いただいたとおり、普通財産ばかり議論しているけれども、実は行政財産、要は本来の用途に供されているというべールのもとで、実は低未利用がまだ残っているみたいな話が根本先生から御指摘ありまして、まさに行政財産の話とあわせて、実は大学の中でも、大学の財産でそういうものが多々見受けられる。これは普通財産でも行政財産でもなくて独法が持っている財産ですので、ここできちんとしていく。

ただ、独法も地方の公立大学も含めて、PFI法の中の公共法人に当たるので、当然PFI事

業をやっていただく主体でもあるので、あわせてこの行政財産と似たようなものだという  
ことで指摘のある国立大学についても書かせていただきました。

それから、首都高については、今回、廃止すると書いていますが、要は一本化する一方  
の集中取組方針の中に既に入っていて、アクションプランと集中取組方針の中の計画  
で、まだ積み残しだなと思うことについては今回そのまま残しています。これについても  
残した上で、きちんと時間軸をできるだけ明確にしたいなということではあるのですけれ  
ども、ここについてはなかなか苦戦しております。特に事業者をどうするかという問題も  
あって苦戦をされていて、時間軸をどこまで明らかにできるかということについては少し課  
題として残っておりますけれども、これは積み残し分だということでもあります。

それから、最後の御指摘、もともと骨子の中で書いておりました事業の成立性を高める  
ことというファンドの話ですけれども、これについては引き続き工夫させていただいて、  
また御相談させていただきます。

○宮本部長 ありがとうございます。

先ほど御指摘の首都高などの記述のところは、唐突にぽつとある感じもしますね。しよ  
うがないのかわからないけれども、もしうまく落ちつくような書き方があれば、工夫して  
いただければと思います。

○鳥巢審議官 そうですね。工夫させていただきます。

○宮本部長 では、石田晴美専門委員、お願いします。

○石田（晴）専門委員 19ページで前回も申し上げたのですが、目標の設定の妥当性は現  
状値がわからないと判断ができないので、ぜひ、今おわかりの現状値を教えてください  
です。例えば19ページの②の10年間で人口20万人以上を全て目指すというと、もう3年  
経っているわけですから、今、20万人以上の団体がいくつあり、そのうち何団体が既に実  
施しているのか。③についても教えてください。

○鳥巢審議官 今、事業規模を検討中で、その中で実績を含めて整理させていただくので、  
必ずこれが出る段階ではきちんと整理をしたいと思うのですけれども、今、全体の事業規  
模目標を整理する中で、実績もあわせて整理させていただきたいと思いますので、今後の  
課題ということにさせていただければと思います。

○石田（晴）専門委員 そうすると、ニュアンスで結構ですけれども、人口20万以上の団  
体全てが今後7年間、もう3年たっていますから、全部やるというのは挑戦的な目標なの  
ですか、どうなのですか。

○鳥巢審議官 これは非常に難しいところであるのですけれども、現状からいくと、既に  
実績があるところもあります。なので、これは場所にもよるのですけれども、要は収益性  
の期待できるところについてはもうかなりどんどん進めているところもあって、これを人  
口20万人以上全てやることについては、場所によっては非常にチャレンジングだと思うの  
です。ただ、今回は、せっかく優先検討規程を設けたので、これをしっかりつくってもら  
って、要するに一番ボトムのところ。全部1でいいと言っているつもりはないのです

けれども、少なくとも全てのところで収益事業にチャレンジしていただいて、要は公共施設で稼ぐ、きちんとプロフィットを上げるということはどういうことなのかということ最低限体験していただきたいというのが我々の気持ちなのです。

だから、例えばこれを港区とか、名前を出すとあれなので議事録からは落としますけれども、高い収益力が期待できるところについては、1などというレベルで満足していただかないで、もっと高みを目指していくということなので、ここはそういう間違ったメッセージがないようにきちんとやっていきたいと思っています。あくまでも、ここは少なくとも全てのところで優先検討規程を使って1件以上やったということを前提に事業規模を積み上げていくということなので、要するに1件でいいよということを行っているのでは決してなくて、場所によってはもっと高みを目指してやっていただくし、それ以外も含めて、最低限1回は収益事業を経験していただいて、次の目標を目指していただくみたいなニュアンスで打ち出していきたいと考えています。

○石田（晴）専門委員 ③の人口20万人以上で平均2件という、これも冒頭、難しいから平均という字句を取らないで残させてというお話だったのですけれども、これはいかがですか。あとまだ7年も残っているのに、それも平均で、これがチャレンジングなのか。上と同じように全ての人口20万以上はあと7年で最低1やるのいうのと、どちらが挑戦的なのですかね。平均にすると、すごくやっているところはやっているのです。

○鳥巢審議官 ③については、上のほうは実は平均と書いていないのです。これは先ほどみたいな趣旨で、少なくとも1つは必ず収益事業にトライしてくださいねということをお願いしたいがゆえに、そういう気持ちを込めているのですけれども、実は下のほうは場所によって全然違ってくるのです。要は都心3区とそれ以外の東京、あるいは東京、神奈川とそれ以外の首都圏、あるいは三大都市圏と三大都市圏の外ということで、実はこの積み上げのときに、今、数字の調整の中でずっと議論しているのですけれども、この2件の中には都心のグループと都心ではない東京のグループ、三大都市圏と三大都市圏以外の公共団体のグループということで、人口20万以上の公共団体についても、ある程度グルーピングして、上のほうのグループについてはかなり高いところで数字が出てくるだろうという前提で積み上げています。

ただ、それをこの中で全部個別に書くと、要はそれぞれの公共団体ごとに目標を設定しているという誤解を受けるので、これはあくまでも事業規模をどう見積もっていくのかということをお示ししたいと思っています。それを全部ばらばらとならした上で平均2件と言っていますが、この平均2件の中には、都心の公共団体とそうではないところ、あるいは三大都市圏の公共団体とそれ以外のところというように、実は少し細かいブレークダウンした見込みを裏のほうで用意しておりまして、それをならす形で今回、平均して2件という形にしています。

○石田（晴）専門委員 しつこくて申しわけないのですけれども、②は人口20万以上全てと言っているのです、全ての地方自治体が自分の目標だと考えると思うのです。うちも必ず



1個やらなければいけない。だけれども、③になると平均なので、やらなくてもいいのではないかという話になってしまいませんか。もし下にブレークダウンの数字があればこの20万人以上で平均2件ではなくて、今後7年、あるいはトータル10年間で何千件とかという数値目標を出したほうが、逆に今度は府省のほうの目標値になると思うのです。平均2件で、20万人以上は180地方自治体だから、それで目標を立てるのなら結局同じです。そうであれば金額または件数を明確に目標値とした方が潔いと思います。

○鳥巢審議官 国であれば多分そういうことが可能なのですけれども、なかなか我々が苦しいのは、常に地方公共団体という地方自治団体を相手にして物事を打ち出していかなければいけないので、あからさまな目標を設定することについて、なかなか厳しいところがあるので、今回、我々はぎりぎりのところでやっているのですけれども、要はこれは目安にしてくださいと言っているわけです。目安というのは目標ともっていただけますし、例えば目安を下回っているということは、要は国の期待値からビハインドだということを彼らはわかるわけです。

下の2件も、この2件というのは全部をならした2件で、当然、都心についてはもっと高みを目指していくという趣旨を込めて言っています、逆に言えば、非常に収益性の低いところで2件というのは、はっきり言ってかなりチャレンジングだと思います。ただし、それ以外のところについては、もっと高みを目指していくという趣旨を込めて、平均というのはそういう意味でこう言っております、その書き分けに事務方の苦しいところを御推察いただければと思うのですけれども、あなたのところは何件とここで書くというのは基本的には無理です。これは相手が地方公共団体なので。ただし、彼らの目安といいますか、目標といいますか、自主的に目指していく数字を掲げてあげたいなというのがこの気持ちなので、そのようにとってもらうようにですね。

○石田（晴）専門委員 だったら平均をとっても同じではないですか。

○鳥巢審議官 平均というのは、ならしてしまっていますよということです。上は当然1件なので、平均もへったくれもないわけです。全部やってくださいというか、やっていただくことを目指しましょうと言っているわけです。下の平均というのは、いろいろありますよ。だから、地域性を考慮して自分で2件を考えながら、高いところを狙っていくのか、2件までいかないけれどもできるだけ頑張っていくのか、その辺はそれぞれの公共団体の考えていく。ただ、我々としては、積み上げの中では、そういうことを踏まえた上でこういう数字にしていきますよということでならしたら、2件ということで積み上げていますよという積み上げの根拠をここで述べているということなのです。なかなか苦しいのです。

○宮本部長 ここは今のいろいろな御検討の上でできていますので、こういう形でいかせていただければと思います。

○石田（晴）専門委員 全然違うことでよろしいですか。10ページ、11ページのところで、国土交通大学校等のカリキュラムを充実させるなどにより職員等を育成する、28年度末ま

でということなので、もうこれはやっていらっしやって28年度末で完成するのか、それとも、これからカリキュラムをいじるのか、それを教えていただきたいのです。

○野村参事官補佐 申し上げます。

既に国土交通大学校で取り組まれているとは承知しているのですが、さらに足りないところがあれば、必要なカリキュラム等は充実させていただきたいという趣旨で盛り込ませていただいております。

○宮本部会長 ここは後でまた国交省とも最後の詰めがありますから、そこで確認していただくということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、ほかにお問い合わせできますでしょうか。

岩本さん、お願いします。

○岩本専門委員 御説明ありがとうございます。

今回読ませていただくと、この前の機構さんからの御説明を反映された部分だと思うのですが、一部の費用しか回収できない場合でもしっかり見ていきましょうという主旨で記述しており、ここは裾野を広げるという意味で、非常にいいと感じております。

一方で、ここを読むと、あらゆるセクターでそういう考え方が適用できるのかなと思いつつ、重点分野と目標のところ、13ページ以降でいきますと、15ページの下水道のところには一定の公費負担を前提として考えてくださいという記述があります。一方、先ほどの御説明の中で、上水道は料金収入で事業を組み立てるというように、それぞれのセクターで見方が違うとお聞きしたので、これはそれぞれのセクターによって、公費負担が前提とできるかどうかというのはお示しになった方がいいのではないかと、思いました。

次が、12ページでございます。先ほど機構さんの活用をもっとやるということ、特にコンサルティングの部分でサービスを供与できると、案件の形成に非常に資するのかなと思います。大筋では違和感ないのですが、最後のところで、インフラファンドを今後さらに議論されていくということでございますが、若干コメントをさせていただきますと、我々の認識では、資金の供給が難しいことが原因で案件形成が滞っているという認識は余りしておりません。そこで、このインフラファンドを目指すという表現は、何を指しているのかなというのが、よく理解できないところでございます。地方の金融機関、あるいは我々都市銀行も含めて、ファイナンスのところは非常に積極的だと理解しておりますし、例えばインフラファンドの組成については、事業者さんサイドがバランスシートの負担を軽減するというところで、イグジットのところでの活用はあると思いますが、これだけ件数がまだ少ない状況で、このインフラファンドを目指すという格好の目標設定は若干違和感があるなという気がしました。

以上です。

○宮本部会長 2点ございましたけれども、お願いいたします。

○鳥巢審議官 最初の公費負担の話なのですが、下水道のほうは非常に比率が高くて、これは別に、先ほどの経済・財政一体改革推進委員会、経済財政諮問会議の中でも議

論になっているのですが、非常に公費負担の比率が高いということがあって、受益者負担のあり方を含めてここを見直してほしいというのが財政審議会の中でも議論され、それを受けて経済財政諮問会議の中でもあったというぐらい、非常に大きな負担の軽減を図っていくということが課題になっていることもあって、あえて書いているので、ほかのところについては同様の問題の指摘も特にないので、あえて書いていないだけの話なのです。

ただ、全体的に書いているのは、要は公費負担があるものについては、やはりできるだけコンセプションを使うなり、混合型を使って公的負担の軽減を図っていくという基本的思想は全体で書いて、下水は個々の指摘があちこちでなされているものですから、特にそういう指摘がなされるものについて、ここであえて触れさせていただいたというのが一つです。

もう一つは12ページです。インフラファンドの組成というのがPFI機構の目的の一つとして掲げられているにもかかわらず、全然進んでいないという状況があって、例の愛知道路を含めてそういう動きが一部に見られているものですから、そういう意味では少し機運が高まってきているのかなど。これをきちんとしっかり後押ししていくのが、もともとPFI法の中で我が国におけるインフラファンドの成長みたいなことを目的に掲げている中で、今までなかなか実を結んでこなかったのですけれども、やっとその光が見えつつあるかなというところなので、ここできちんと書いておかないと、逆に言えば、一体何のために機構の目的があるのかみたいな話になるので書かせていただいております。

確かにこれまで全然やっていないところを見ると唐突感があるのだと思うのですけれども、裏にはそういう話があるということでごさいます、何とか物になればいいのですが、逆に我々が心配しているのは、物にならないときのことを心配していて、ただ、しっかり彼らとしても物になるように頑張ると言っているのです、また来年になったら、1号はうまくいかなかったけれども、さらにまた頑張れみたいな話になるかわかりませんが、我が国におけるインフラファンドをしっかりと育てていくというのは、機構のもう一方の重要な、個々の事業を進めていくということも大事なのですけれども、やはりインフラファンドを育てていくということも機構の大きな目標として掲げたいので、今回初めて機構の目標をアクションプランの中に位置づけたわけですから、その中にこれが入ってないと、さすがにちょっと片手落ちな感じがするものですから、入れさせていただいたというのがその趣旨です。

○宮本部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、廻さん、お願いします。

○廻専門委員 教えていただきたいのですけれども、集中取組方針のところなのですが、空港に関して、関空と大阪空港は1、1と数えるのですか。

○鳥巢審議官 両方で1です。

○廻専門委員 北海道の複数空港は、まとめたら1。

○鳥巢審議官 まだ数えていません。

○廻専門委員 では、6件というのは。

○鳥巢審議官 全体まとめてコンセッションとして考えると、多分1になるかと思っています。

○廻専門委員 では、ほかに神戸とかそういうのも考えているという感じですか。

○鳥巢審議官 神戸はまた別のものになります。

○廻専門委員 6件というのは、具体的に、もう28年度なのだと思いますので。

○鳥巢審議官 新千歳はまだなので、これから検討します。

○廻専門委員 それから、空港、水道、下水道、26～28年度というのと28～30年度というので、当然時期が違うからしょうがないのですけれども、すごく具体的で、ああそうかというものと、何となく抽象的なところと、非常に差があるのです。これはもう少し、例えば文教施設というのを書いてありまして、文教施設はスポーツ施設、社会教育施設及び文化施設。私も文教のことを教員でいながらわからないのですけれども、コンセッション事業を活用してインバウンド拡大を目指した観光資源の開発や利用者の満足度の向上ということは、具体的にはどんなことなのでしょう。具体的には何をどうするのですか。

○宮本部長 お願いします。

○鳥巢審議官 要は全国でいろいろなハコモノをつくりましたね。博物館とか、何とか文化会館とか、美術館とか、そういうものを単にやめてしまおうとか除却してしまおうということではなくて、せっかくだからポテンシャルを生かすために。ただ、役所が考えたのでは多分もうけられないと思うのです。それをコンセッションを使って民間の発想で工夫して、要するに新たな観光資源になるように活用していったらどうでしょうかということです。

○廻専門委員 具体的には、スポーツ施設、社会教育が観光資源になるのかなと思ったものですから。博物館とか、琵琶湖のあそことかはうまくいっていないですね。

あと、まだこの文教施設のところはなんとなくぼわんとしていて、例えば「文教施設の具体の案件形成を行うため、地方公共団体等への働きかけを実施する」などと、すごく全体に表現が弱いのですけれども、これは省庁の特徴でしょうか。ほかとの差があってバランスが悪いような感じがするのです。

○鳥巢審議官 実はまだ文教施設は1年生なものですから、これが2年生、3年生になってくると、先ほどのようなトップセールスをやるとか、非常に具体的になってきて、実はことしの今後の検討として、来年、この落第した人たちをどうするのかという問題があって、卒業したときは、この中で議論しているのですけれども、一つの考え方なのですけれども、今後御議論いただく必要があるのですが、例えば空港ですと、もうある程度テークオフしたところについては、重点分野ではあるのだけれども件数目標は掲げないとか、もう自立的に回っていくものについては、重点だという位置づけは残しておきつつ、目標はもういいのではないかと、自動的に回っていくという考え方もあるでしょうし、そうすると、来年になっても1件も、浜松ぐらひは多分うまくいくかもわかりませんね。ただし、水道についてはまだ相変わらず例のディスインセンティブの話もあって、具体化はしています

けれども、ゴールインはなかなか遠いというところについてどうしていくのか。

6件のうちまだ1件か2件しかないところについては、当然明らかに未達なわけです。未達の重点分野についてどう位置づけるのかということについては十分御議論いただく必要があると思うのですが、幸い、実はことしから政府の中でタスクフォースを設けて、我々が事務局をやっているのですが、ほぼ全省庁が入って、要するにPFIを推進していくための全省庁的な実務的な枠組みをことしから用意しております。その中で、全体的な会合のほかには個別会合といって、要は特定の省庁を呼んでやりとりする場があります。そういった中でこういうことについては議論しているのですが、そういったものをフル活用していくことになると思うのです。

いずれにしても、省庁によって違いがあるのは、今言ったみたいに1年生なのか、2年生なのか、3年生なのか。これは4年生はありませんので、3年生は来年どうするのかということを、ことししっかり議論していかなければいけないなということでございます。○宮本部長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

では、まず石田さんからお願いします。

○石田（直）専門委員 ありがとうございます。細かいところも含めて幾つかコメントさせていただきます。

まず、8ページの（2）地域プラットフォームを通じた案件形成の推進の最後の「さらに」のところで、民間提案の仕組みを検討する、また、一の地方公共団体の枠組みを超えたより広域的な地域プラットフォームの形成も促進し、事業の広域化等を推進するということが書いてあって、これはバンドリングを進めていく上で重要なことだと思っているのですが、【具体的取組】の中でこれに当たるものがどれなのかがよくわからなかったということと、あと、ブロックプラットフォームとかがそれに当たるのだろうかとは思いますが、これに関して、例えば一つの考え方として、都道府県さんにもう少し推進していただくみたいな話は結構あると思うのです。そのようなことは何か書き込めないのかなということをおもいましたというのが1つ。

2つ目が、10ページの（3）民間提案の積極的に活用ということで【具体的取組】の②提案に対する地方公共団体の応答、検討結果の公表と書いてあって、検討結果を公表していただくというのは個人的には非常に重要だと思っているのですが、その手前として、地方公共団体が応答するために、そもそもどのような評価をしなければいけないのか。また、それにどうやって第三者を入れていくかみたいなのところだとまっているところが結構多いので、ぜひそこも入れてほしいなど。例えば提案に対する地方公共団体等による民間提案の評価の方法、応答とか、そのように入れていただくとありがたいなと思っております。

それから、先ほど来、議論になっている14ページ以降の水道のコンセッションについては、先ほど清水専門委員等からもいろいろなコメントがありまして、重複するのですが、全部、厚生労働省さん、そして国交省さんが下水道になっているのですが、私の理

解では、例えば水道の1つ目に書いてあるような厳しい経営の見通しについて明らかにするということは、かなり総務省さんが努力をされているということがありますので、総務省さんにもここはあわせてしっかりやっていただくような形にさせていただくといいのかなと思いました。

それと、17ページの公営住宅です。実は公営住宅、私は余り詳しくはないのですが、コンセッションについては余りどうなのかなみたいな議論が何となくあると聞いている中で、最初、集中取組方針の中に公営住宅が入るとはどういうことなのかなと一瞬思ったのですが、よく見ると、ほかの5分野はコンセッションを推進するとなっているのに対して、公営住宅は、コンセッションはどちらかというところの中長期的なところに置いていて、まずは収益型事業、公的不動産利活用として案件を形成していこうという考え方なのかなと思ひまして、それはそのように理解したのですが、公営住宅のところのポツに書いてある2つが、これは施策なのかなという気がしたので、ほかのところと同じように、何々を実施するみたいな感じにさせていただいたほうがいいのではないかなと思いました。

最後に、卒業生、落第生という話が先ほどから出ているのですが、ぜひ「6. PDCAサイクル」のところにそのあたりも入れていただけないかなと。やわらかくていいのですが、このPDCAの中には重点取組期間の終了時に卒業できそうかどうかの見込みをつけて、次にどうするのかというのを、ぜひこういった場でも、各府省さんだけでなく、意見を述べられる機会があるとありがたいなと思いました。

以上、よろしくお願ひします。

○宮本部会長 ありがとうございます。

○鳥巢審議官 順番に。

都道府県の役割は、おっしゃるとおりなので、案文を工夫させていただきます。

民間提案の話も、非常にありがたい御指摘なので、ぜひ盛り込む形でこれも工夫をさせていただきますと思います。

14ページ、総務省の話についても当然入れた上で、ただ、その後、予想されると思いますが、各省協議が待っておりますので、どういう形になるか。第一義的には厚労省がきちんとやらなければいけないのではないかなと思いますけれども、ただ、当然、公営事業については総務省所管でもありますし、公共施設総合管理計画も総務省はきちんと全体を見ているということもあるので、全く御指摘のとおりだと思いますので、そういう方向で検討したいと思います。

それから、前後しますが、これも「6. PDCAサイクル」に重点取組方針の話を入れるというのは、これも含めておっしゃるとおりでございますので、案文の工夫をさせていただきますと思います。

公営住宅の件でございますけれども、これも先ほど言いましたように、まだ1年生だということもあるので、実は今回、まずお手並み拝見ということで、むしろ2年目、3年目、特にことし、彼らの状況をフォローアップする中で、今年度のフォローアップといひます

か、今年度末のフォローアップの中で、ヒアリングする機会等も設ける中で、ぜひこの場で具体の施策を指摘していただいて、国交省との間で何をすべきかということについて課題を明らかにして、これを盛り込む形にしていきたいなど。

実は、まだどこか問題ないかも含めてスタートラインに立ったばかりなので、実は我々もまだそこまでの見識は持ち合わせていない。ただ、コンセッションについて彼らの需要調査をしたところ、ないと言いつけておられますので、我々は、あるではないかという材料もないので、ちょっとこれは余談になりますけれども、実は事業者側の意向を聞く場が委員会のほうは少ないのではないかと。なので、逆に言えば、我々はそういう情報がないのですから、国交省のほうでコンセッションの事業意欲が全くないと言われれば、反論するものを持ち合わせないわけです。その場で、いやそんなことはない、うちの事業部会を設けて、事業部会の中でヒアリングしたところ、ちゃんとあると言っているところがあるぞということと言えるぐらいになりたいなというのが実は我々の希望でありまして、ぜひ各省とは別に、そのような事業についてのいろいろな業界のヒアリングを含めてできるような場を設けていきたいなということで、これは親委員会のほうでお決めいただくことになると思いますので、親委員会のほうでも議論をしていきたいなと思っています。

○宮本部会長 ありがとうございます。

○江口専門委員 そうすると、公営住宅の6件というのは、具体的なものがなくて6件ということなのですか。

○鳥巢審議官 実はこれは産業競争力会議のほうで従来からとってきているカウントの仕方、余りロジカルではないのですけれども、要は、その時点で具体化されているもの掛ける3と。3倍ルールというのがあって、その時点で具体化されているものが2件あれば、それに努力目標で200%努力して、全体として300%でいくみたいな3倍ルール。かなり高目のボールだということで各省から評判が悪いのですけれども、これはどちらかというところ産業競争力会議のほうでそういうルールでこれまで、空港の6件も実はそうだったのです。

公営住宅についても、彼らが需要調査をしたところ、コンセッションはないのだけれども、収益事業型あるいは不動産利活用型で2件、事業化の可能性のあるものがあるということで、では3倍ルールで6件だということになっております。3倍ルールの合理性は、あとは気合いだけなので、理屈ではないのですけれども、そんなことでございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

○浅野専門委員 ありがとうございます。

幾つかお話ししたいと思いますが、意見でもなければ提案でもなくて、全体についての感想です。

民間提案の積極的活用については前段に入ってきているのでこれはいいのですが、19ページの③の公的不動産の有効活用のところで改めて公共施設等総合管理計画や固定資産台帳の整備が記述されているので、ある意味、低未利用の公有地の活用に関しては、民間からいっぱい提案が来るだろうとここの部分だけに民間提案を期待しているように読めてし

まうように思います。低未利用地は、誰も手をつけようとしなから未利用の場合が多く、開発余地のある低未利用地は都心に多いから開発事例も都市に集中してしまうのが実態だと思います。低未利用地の使い方がわからなくて困っていて、民間事業者も余り興味を示さないといった場合に、公共施設等総合管理計画、資産台帳が公開されていれば施設の老朽化施設の維持管理費を削減するというのは極めて喫緊の課題ですから、低未利用地に複合施設を計画するとか、低未利用地を暫定利用するとか、そこに民間のアイデアや知恵がいろいろと活かせるようになり、官民連携の視点からウイン・ウインの関係が構築できると思います。今回、老朽化インフラという言葉がこの中にほとんど出てきていないので、せめて公共施設の総合管理計画が低未利用地の発掘だけとかいう狭義の意味ではなくて、広義の意味でということで、ここは1つだけ提案なのですけれども、4ページの上から3行目、このように、PPP/PFIを推進するに当たっては、公共施設等総合管理計画等の策定や固定資産台帳の整備及び公表を行うことを通じ、民間からの提案を受け入れるためにも不可欠であるというように加えて頂いた方が、公共施設等総合管理計画、固定資産台帳の意味も広く捉えられる余地が出てくるかなと感じましたので、御提案ということで終わりたいと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

○鳥巢審議官 御指摘を踏まえて検討させていただきます。

○宮本部会長 根本先生。

○根本部会長代理 7ページの人口20万人以上の優先的検討規程を策定するというところなのですけれども、この地方公共団体等の「等」の意味は定義したほうがよくて、これは20万人未満の地方公共団体を指すとすると、検討規程の指針とは内容が違ってきますね。望ましいと向こうで言っているの、これを全部「等」の中に入れてみると策定ということになるので、そこは強くも弱くもしてはいけなくて、ニュートラルな表現にするの、と思う。それが1つです。別に、検討していただければ結構です。ぱっと見ると、全部やるというように見えてしまうので。

それから、19ページの公的不動産のところ。ここも人口20万人以上というのがあって、その下に注の10で1,000平方メートル以上というのは、土地なのか、建物なのかというのも定義が必要です。それで、土地でも建物でもどちらでもいいのですけれども、いずれにしても学校の廃校舎というのは必ず入ってくるのです。そうすると、今、全国で3万生きている学校があって、それ以外に1万ぐらいの廃校舎が現存するのです。それだけでも十分に件数的には上がってくるはずで、山奥の案件だから出てこないということは一切なくて、普通財産の切れ端みたいな土地は使えないけれども、まとまった土地であれば幾らでも使いようがある。使いようがあることを知らせる意味がやはり大事だと思うので、この平均2件というのは幾らなんでも過小だと思うので、工夫していただければと思うのですが、これはチャレンジングでも何でもなくて、あしたにでもできぐらいの話です。特に人口20万と今回かかっているの、夕張の山奥でも7つの廃校舎を全部使っているの



す。使おうと思えば幾らでも使える、その知恵を出せというのが民間に対するメッセージなので、すごくハードルが低いなという感じです。地公体に対して低いというよりも、民間に体して低いような気がします。

○宮本部会長 ありがとうございます。

では、今のは御検討いただけますか。

あと、石丸さん、いかがでしょうか。

○石丸専門委員 ないです。

○宮本部会長 小林さんはよろしいですか。

○小林専門委員 はい。

○宮本部会長 では、私のほうから、1 ページ目の「1. 趣旨」のところで、景気の話と公的負担の軽減の話が1 段落目中心なのですが、サービスの質という話も当然考えていることだと思えますから、その趣旨を入れていただければと思います。

それから、3 ページ目の下から3 行目にインフラを入れていただきまして、ありがとうございます。ここでの表現が更新期だけのインフラみたいな感じになっているので、書けるかどうか、ここはあとの10日間の勝負かも知れませんが、新規も含めてみたいな勢いを入れてもいいのかなと。どこまで可能か、難しいところだと思います。

あと、バンドリングだとか広域化というのは、これだけだったらぱっと見てわからないと思います。これは注記があったほうがいいのかと思います。

4 ページ目の①と②のところで、混合型に相当する記述があるのですが、これを混合型と呼ぶのかどうか。呼び方もそうなのですが、その書き方がないので埋もれてしまうかなという気がいたしますので、書き方を工夫していただければと思いました。

あと、6 ページ目ですけれども、④の下のパラグラフの4 行目で、サービス購入型はそのほとんどがハコモノだというのは日本だけなので、これまでの我が国におけるサービス購入型はというような形で限定していただいたほうがいいのかと思います。アベイラビリティフィーとかDBFOという形でいろいろな国でやっているのは確かです。

あと、その下のLABVの話のところで法人という記述があるのですが、これは法人格がとれるかどうかというのも、組合でどうのこうのとかいう細かいところがありますので、事業体とかいう表現のほうが、どちらでも使えるということで、ニュートラルでいいかと思います。そこら辺が気になったところですので、御検討いただければと思います。

もう一つ、きょうは御説明なかったのですが、資料2-2も事前に送っていただいたのでちょっと見たのですが、この絵のほうでございます。本文はこれですけれども、頻繁に引用されるのはこちらになってくると思います。これは今、ダイレクトに反映していないのかなという感じがしますので、再構成をお願いしたいということと、2 ページ目にあります類型Ⅲの公的不動産利用活用事業と書いて、この2つだけになっていますが、これは極めてトラディショナルな形だけなので、例だとか、これ以外にもいっぱいあるぞというようなニュアンスをここに入れていただければ、LABVも生きてくるかと思えます。

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。皆さん、よろしいですか。どうもありがとうございます。

それでは、時間も迫っておりますので、よろしければ、本日の審議はここまでにさせていただければと思います。このたびのアクションプラン等の見直しに関するこの計画部会の開催は、この件に関しましては今回で最後となります。本部会での構成員の皆様には、短期間のスケジュールの中で積極的に御参加、御議論いただきまして、本当にありがとうございました。今後、5月12日の委員会に向けて、本部会からの最終報告としてアクションプラン等の改定案の審議を行う予定でございます。

そこで、本日の御議論を踏まえまして、改定案の修正を含め、委員会への最終報告に関しましては、私、部会長に一任していただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○宮本部会長 ありがとうございます。

最後に、鳥栖審議官から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○鳥巢審議官 第1回目の部会を3月31日に開催していただきまして、その間、本当に精力的に各省のヒアリング、それから委員の皆様にご発表いただき、本日、素案のコメントまでいただいたということで、大変ハードなスケジュールの中で精力的に御審議いただきましたこと、まずもって感謝申し上げたいと思います。

今後は、きょうの御議論を踏まえた上で修文等を検討させていただいて、最終的に会議決定まで持っていく。その後、当然、この中のエッセンスを骨太2016の中に反映していくという流れになろうかと思えます。

その後、先ほどちょっと中でも御説明をさせていただきましたけれども、この計画部会がアクションプランを推進していくある種エンジンになっていただく必要があって、きちんとフォローアップをしていく。どういうフォローアップが必要なのか。先ほど数字について、もっと立体的な数字にしてほしいという御指摘も頂戴しまして、まさにそのようにしていきたいと思っております。どういう形でフォローアップをしていくのか。そして、フォローアップした結果、今度は施策として、これまた各省に注文をしていく必要がありますし、この中に書かれたことが1年間きちんと推進されてきたのか。されてこないとすれば何が問題だったのかということについて、またこの場でしっかり御議論していただくことになろうかと思えます。

今回、非常にタイトなスケジュールだったのですけれども、次回はもう少し余裕を持って、もっと深めた議論ができるようなスケジューリングにしていきたいと思えます。

本当に短い中に御無理を申し上げたスケジュールの中で、本当に精力的に御議論いただきまして、ありがとうございます。また引き続き、この計画部会で精力的に御議論していただくをお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、御礼と御挨拶にさせていただきますたいと思えます。どうもありがとうございました。

○野村参事官補佐 最後に1点だけ。本日お配りいたしましたアクションプランにつきまして、追加での御意見等がございましたら、連休を挟んで恐縮ですけれども、5月9日月曜日までに事務局まで御連絡いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○宮本部会長 では、本日の計画部会、これで終了いたします。どうもありがとうございました。